

入札説明書

工事名

「特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備整備事業」

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 設計図書（ディスクメディア：PDFファイル形式）
 - ・ 様式3 入札書
 - ・ 様式3の2 入札書（代理人用）
 - ・ 様式4 委任状
 - ・ 様式5 入札辞退届

社会福祉法人多度津福祉会

工事に係る入札説明書

この入札説明書は、工事請負について、社会福祉法人多度津福祉会が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する建設工事の契約に係る競争入札参加資格において、令和6年度競争入札参加資格者名簿に電気工事において、格付等級が「A」として登載されている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 当法人が入札公告した同種の工事を元請として施工した実績を有する者は、上記(2)及び(3)に該当する者とみなす。
- (5) 香川県が発注する建設工事の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (7) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (8) 特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備整備事業仕様書の事項を確実に履行可能である者
- (9) 納入後の点検、修理等の保守契約ができる業者であること
- (10) 本公告に係る入札参加資格確認書の交付を受けた者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別紙：様式3による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
- ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。）
 - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙：様式4による委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年11月25日開札【特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備整備事業】の入札書在中」と記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、

又はこれを中止することがある。

- (7) 入札金額は消費税を含まない額（千円未満の端数は認めない。）とし、落札額は入札額に当該金額の100分の10を乗じた金額を加算した金額とする。
- (8) 入札の日時及び場所は、別記2のとおり。
- (9) 入札を辞退するときは、別紙：様式5による入札辞退届を提出すること。
- (10) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所で行う。なお、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本件工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (14) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るため連合した者

4 入札保証金及び契約保証金 免除する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、再度の入札を行う。
この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において、最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 入札者に求められる義務

本人札に参加を希望する者は、入札公告3 に示した期日までに入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格確認通知を受けなければならない。入札参加資格の確認のため、当法人内部での調査の他、香川県に対して、競争入札参加資格者名簿への登載の有無および指名停止措置の状況等について、照会する場合がある。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、本人札に参加することができない。

9 その他

(1) 仕様及び入札に関する質疑は、「質疑書」(様式6)により、令和6年11月7日(木)午後5時までに電子メールで行うこと。

回答は、個別回答の他、令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)までの間(午前9時から午後5時までの)下記(2)に示した場所で閲覧に供する。

なお、電話による照会には応じない。

(2) 照会先

社会福祉法人多度津福祉会

特別養護老人ホーム桃陵苑

(〒764-0017 香川県仲多度郡多度津町西港町127番地3)

TEL : 0877-33-0222 FAX : 0877-33-3222

メールアドレス : touryoen@toryoen.jp

(3) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 本調達に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備整備事業
- (2) 事 業 主 社会福祉法人多度津福社会 理事長 塩田 博志
- (3) 工 事 場 所 香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3
- (4) 工 事 内 容 非常用自家発電設備の設置を含む電気工事一式
- (5) 工 期 契約日 ～ 令和 7 年 2 月 28 日
- (6) 支 払 条 件 完了時（検査後） 現金払
- (7) 関係書類配布 令和 6 年 10 月 25 日（金）～ 令和 6 年 11 月 18 日（月）
特別養護老人ホーム桃陵苑 にて（平日午前 9 時～午後 5 時）
TEL：0877-33-0222 FAX：0877-33-3222
- (8) 配 布 物
 - ・入札説明書（本紙）
 - ・設計図書一式
 - ・入札書
 - ・委任状
 - ・入札辞退届

2 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 6 年 11 月 25 日（月） 午前 11 時
場 所 特別養護老人ホーム 桃陵苑 地域交流室

3 本件に関するの照会先

郵便番号 764-0017
所 在 地 香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3
機 関 名 社会福祉法人多度津福社会 特別養護老人ホーム桃陵苑
電話番号 0877-33-0222
FAX 番号 0877-33-3222